

平成20年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

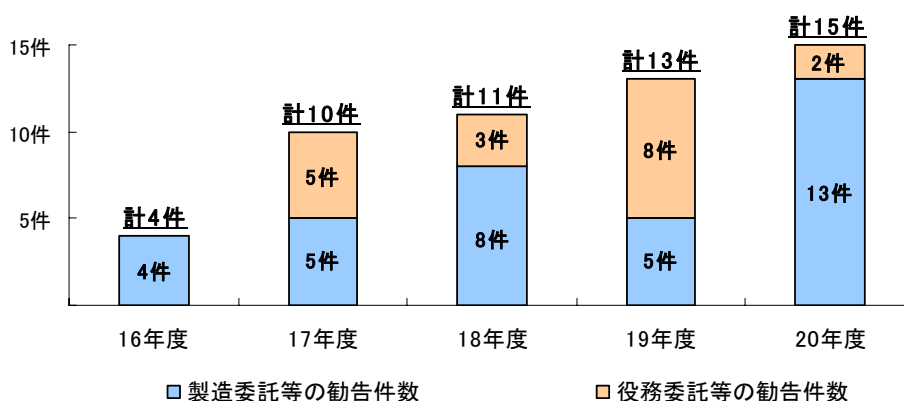
平成21年5月27日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告

- (1) 平成20年度に勧告を行った件数は15件【平成16年4月の改正下請法施行以降最多。】
- (2) 15件のうち14件は下請代金の減額事件，残る1件は購入強制事件【購入強制事案については，初の勧告。】
- (3) 15件のうち，製造委託及び修理委託（以下「製造委託等」という。）における勧告は13件【平成16年4月の改正下請法施行以降最多。】，情報成果物作成委託及び役務提供委託（以下「役務委託等」という。）における勧告は2件。

【勧告件数の推移（平成16年4月の改正下請法施行以降）】



（参考）中小企業庁長官からの措置請求に基づき必要な調査を行い，勧告した事案
平成19年度1件，平成20年度4件

2 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況

- (1) 下請代金の減額事件においては，下請事業者2,022名に対し，総額29億5133万円の減額分が返還された（前年度における減額分返還の年度総額は10億8804万円。）【減額分返還の年度総額は，平成16年4月の改正下請法施行以降最多。】

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
50社	2,022名	29億5133万円

- (2) 下請代金の支払遅延事件においては，下請事業者1,456名に対し，総額2億3481万円の遅延利息が支払われた（前年度における遅延利息支払の年度総額は7244万円。）【遅延利息支払の年度総額は，平成16年4月の改正下請法施行以降最多。】

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
39社	1,456名	2億3481万円

3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした（平成20年12月17日公表）。

平成20年度において，このような取扱いを行った事案は2件であった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（主に，本文第1及び第2関係）
企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（主に，本文第3及び第4関係）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

4 下請事業者支援特別対策

下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られている状況を踏まえ、新たに次の取組を実施した（平成20年10月1日公表）。

(1) 特別実地検査

過去複数回正当な理由なく書面調査に回答しない親事業者13社の事業所に赴き、書面調査への回答を求めるとともに、下請法違反被疑事実の有無を調査した。

(2) 「草の根下請懇談会」の新規開催

下請事業者向けの懇談会を全国的に行う初めての取組として、平成20年11月以降、全国48か所において「草の根下請懇談会」を開催。

(3) 「下請保護情報ネットワーク」の新設

労働基準監督署等の関係行政機関が下請法違反事件の情報を把握できる可能性があることを踏まえ、同機関が下請法違反のおそれのある事実を把握した場合には、厚生労働省を通じて、公正取引委員会等に通報する仕組みを新設し、平成20年12月2日、厚生労働省と公正取引委員会及び経済産業省との間で運用を開始。

(4) 重点的な業種調査（5業種）

過去に違反が多くみられた3業種（道路貨物運送業、自動車小売業及び一般機械器具製造業）及び現下の経済状況を踏まえ選定した2業種（電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業）に対して実地調査の割合を増やすなどして、重点的な調査を実施しているところであり、平成20年10月から同21年3月までの間に、1件の勧告と465件の警告を行った。

(5) トップマネジメント・ヒアリング

過去複数回警告を行った親事業者4社の代表者や役員を公正取引委員会に招致し、下請法遵守に係る取組状況についてヒアリングを行うとともに、再発防止の徹底を強く求めた。

5 下請法違反事件に係るフォローアップ調査

平成17年度に勧告を行った2件及び同18年度に勧告を行った2件の計4件について、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施したところ、4社ともに、下請法遵守に向けた取組がみられた。

第2 違反行為の未然防止

1 下請法の普及・啓発

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、全国各地において下請法に関する講習会を開催するなど下請法の普及・啓発活動を実施。

平成20年度においては、下請法に関する講習会を47都道府県58会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）において開催。

2 下請法遵守の要請

平成20年11月に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって、親事業者約19,700社及び事業者団体約660団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請を行った。これに加え、平成21年3月に、事業者団体約660団体に対し、傘下の親事業者に下請取引の適正化を強力に指導するよう要請。

第3 企業間取引の公正化への取組

1 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組

物流事業者28,530社に対する書面調査等を実施した結果、荷主2社に対し、平成21年4月15日、警告を行うとともに、荷主25社に対し、注意を喚起した。

2 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合への対応

親事業者が電子記録債権を用いて下請代金を支払う場合において、親事業者が発注書面に記載しなければならない事項等を明確にするための公正取引委員会規則の改正の原案並びに下請事業者の利益が不当に害されないために必要な事項を記載した通達及び通知の原案を平成21年4月1日に公表し、意見公募手続を実施（意見提出期間：平成21年4月1日から同年4月30日）。

平成20年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成21年5月27日
公正取引委員会

第1 下請法の概要

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的として、親事業者の義務と禁止行為を定めている（別紙1参照）。

第2 下請法の運用状況

1(1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、資本金1000万円超の親事業者34,181社（製造委託等^(注1)27,583社、役務委託等^(注2)6,598社）及び当該親事業者と取引のある下請事業者160,230名（製造委託等117,745名、役務委託等42,485名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査（社）	下請事業者調査（名）
平成20年度	34,181	160,230
製造委託等	27,583	117,745
役務委託等	6,598	42,485
平成19年度	30,268	168,108
製造委託等	18,488	125,077
役務委託等	11,780	43,031
平成18年度	29,502	162,521
製造委託等	17,601	118,974
役務委託等	11,901	43,547

(2) 下請事業者から親事業者の下請法違反被疑事実に係る情報を収集するための取組状況

下請事業者は、親事業者の違反被疑事実を公正取引委員会に情報提供したことが親事業者に知られた場合には、今後取引の継続が困難となることを危惧している状況にあるものと思われることから、公正取引委員会では、以下の取組を行っている。

ア 下請事業者向けの書面調査関係（下請事業者調査実施件数については第1表参照）

下請事業者を対象とした書面調査の実施に際し、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること及び下請代金の減額分の返還状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めた。

イ 申告関係（申告に基づく新規着手件数については第2表参照）

公正取引委員会では、情報を提供した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、情報を厳重に管理している旨を、下請事業者向けの書面調査の実施や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知する等、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境を整備することに努めつつ、情報提供を促している。

2 違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は3,324件（製造委託等2,280件、役務委託等1,044件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが3,168件（製造委託等2,181件、役務委託等987件）、下請事業者等からの申告によるものが152件（製造委託等95件、役務委託等57件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが4件（すべて製造委託等）である。

なお、下請事業者等からの申告は、平成18年度以降増加傾向にある。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は3,237件（製造委託等2,187件、役務委託等1,050件）であり、このうち、2,964件（製造委託等2,005件、役務委託等959件）について措置を講じており、その内訳は、勧告が15件（製造委託等13件、役務委託等2件）、警告が2,949件（製造委託等1,992件、役務委託等957件）である。

勧告の件数は、平成16年4月の改正下請法の施行以降最多の件数となっている。また、勧告を行った15件うち14件は下請代金の減額事件、残る1件は購入強制事件である〔購入強制事案については、初の勧告。〕

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

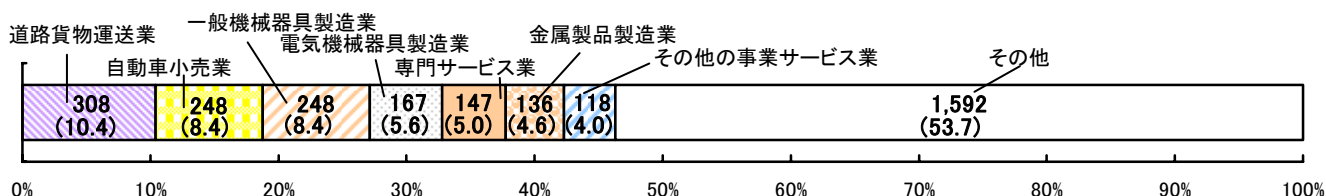
年 度	新規着手件数				処 理 件 数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	警告		
平成20年度	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
製造委託等	2,181	95	4	2,280	13	1,992	182	2,187
役務委託等	987	57	0	1,044	2	957	91	1,050
平成19年度	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
製造委託等	1,808	83	1	1,892	5	1,700	164	1,869
役務委託等	1,156	62	0	1,218	8	1,040	143	1,191
平成18年度	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
製造委託等	2,028	59	1	2,088	8	2,000	69	2,077
役務委託等	955	41	0	996	3	927	52	982

(注) 勧告を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

ウ 下請法違反事件の措置件数（勧告及び警告の合計件数をいう。以下同じ。）を業種別にみると、道路貨物運送業の件数が最も多く（308件、10.4%）、以下、自動車小売業、一般機械器具製造業等となっている（第1図参照）。

第1図 措置件数（2,964件）の業種別比率

[単位：件，（%）]



(注) 「その他」は、各業種別件数の上位業種以外の業種（措置件数100件以下）を作図上合計したものである。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は警告を行った事件を行為類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）が2,905件（違反行為類型別件数の延べ合計の67.9%）、親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）が1,374件（同32.1%）となっている。

イ(ア) 実体規定違反の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が866件（実体規定違反に係る違反行為類型別件数の延べ合計の63.0%）、手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形（以下「割引困難手形」という。）の交付が221件（同16.1%）、下請代金の減額が97件（同7.1%）等となっており、昨年と同様の傾向にある。

(イ) 実体規定違反のうち、買ったたきの違反件数が増加しており、改正下請法の施行以降最多の数となっている。特に、製造委託等に係る買ったたきの違反件数の増加（前年度から倍増し、改正下請法の施行以降最多の数。）が目立っている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

年 度	手 続 規 定			実 体 規 定												合計
	書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
平成20年度	2,608 (89.8)	297 (10.2)	2,905 (100)	6 (0.4)	866 (63.0)	97 (7.1)	6 (0.4)	68 (4.9)	50 (3.6)	15 (1.1)	221 (16.1)	19 (1.4)	26 (1.9)	0 (-)	1,374 (100)	4,279
製造委託等	1,762 (91.4)	165 (8.6)	1,927 (100)	5 (0.6)	434 (52.0)	65 (7.8)	6 (0.7)	50 (6.0)	29 (3.5)	14 (1.7)	206 (24.7)	13 (1.6)	13 (1.6)	0 (-)	835 (100)	2,762
役務委託等	846 (86.5)	132 (13.5)	978 (100)	1 (0.2)	432 (80.1)	32 (5.9)	0 (-)	18 (3.3)	21 (3.9)	1 (0.2)	15 (2.8)	6 (1.1)	13 (2.4)	0 (-)	539 (100)	1,517
平成19年度	2,453 (81.6)	553 (18.4)	3,006 (100)	23 (2.0)	701 (59.7)	112 (9.5)	9 (0.8)	39 (3.3)	41 (3.5)	29 (2.5)	147 (12.5)	26 (2.2)	48 (4.1)	0 (-)	1,175 (100)	4,181
製造委託等	1,533 (84.2)	287 (15.8)	1,820 (100)	15 (2.4)	284 (45.7)	49 (7.9)	9 (1.4)	26 (4.2)	26 (4.2)	28 (4.5)	132 (21.2)	23 (3.7)	30 (4.8)	0 (-)	622 (100)	2,442
役務委託等	920 (77.6)	266 (22.4)	1,186 (100)	8 (1.4)	417 (75.4)	63 (11.4)	0 (-)	13 (2.4)	15 (2.7)	1 (0.2)	15 (2.7)	3 (0.5)	18 (3.3)	0 (-)	553 (100)	1,739
平成18年度	2,603 (84.2)	487 (15.8)	3,090 (100)	13 (1.1)	701 (57.7)	134 (11.0)	2 (0.2)	28 (2.3)	62 (5.1)	43 (3.5)	170 (14.0)	5 (0.4)	57 (4.7)	0 (-)	1,215 (100)	4,305
製造委託等	1,789 (86.7)	274 (13.3)	2,063 (100)	9 (1.2)	333 (45.6)	92 (12.6)	2 (0.3)	18 (2.5)	42 (5.7)	42 (5.7)	152 (20.8)	4 (0.5)	37 (5.1)	0 (-)	731 (100)	2,794
役務委託等	814 (79.3)	213 (20.7)	1,027 (100)	4 (0.8)	368 (76.0)	42 (8.7)	0 (-)	10 (2.1)	20 (4.1)	1 (0.2)	18 (3.7)	1 (0.2)	20 (4.1)	0 (-)	484 (100)	1,511

(注) 1 1件の勧告又は警告において複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「警告」の合計件数）とは一致しない。

2 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

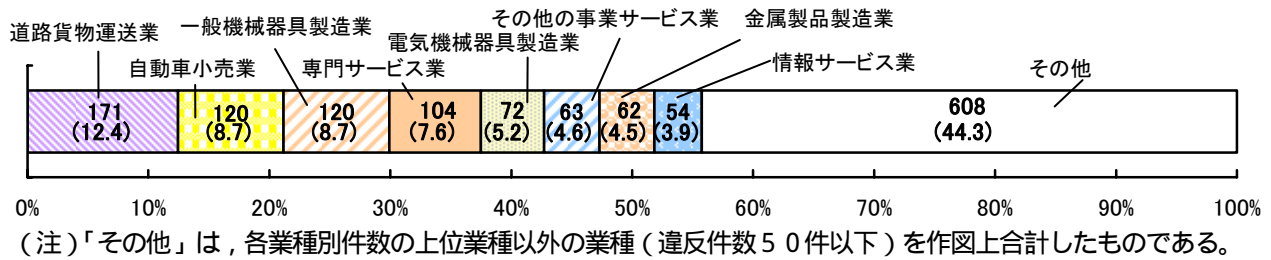
3 ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

ウ 実体規定違反を業種別にみると、道路貨物運送業における件数が最も多く（計171件，12.4%）（第2図参照）、さらに、行為類型ごとの実体規定違反の件数をみても道路貨物運送業における件数が多い（別紙参考の図1参照）

また、各業種（主なもの）における行為類型別件数をみると、支払遅延の件数が最も多い。ただし、製造委託等の分野では、割引困難手形の件数も多く、また、自動車小売業では、購入等強制の違反も目立っている（別紙参考の図2参照）

第2図 実体規定違反（1,374件）の業種別比率

[単位：件，（％）]



(3) 製造委託等に係る処理状況

ア(ア) 製造委託等に係る措置件数については、平成20年度は2,005件と前年度の1,705件から300件増加（前年度比17.6%増）した（第2表参照）

(イ) 製造委託等における措置件数について業種別の割合をみると、自動車小売業の違反（248件，8.4%）、一般機械器具製造業の違反（248件，8.4%）及び電気機械器具製造業の違反（167件，5.6%）が多い（第2表，第1図参照）

イ 平成20年度の違反行為の類型別の割合

(ア) 手続規定違反の内訳

手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が91.4%、書類保存義務違反の割合が8.6%となっている（第3表参照）

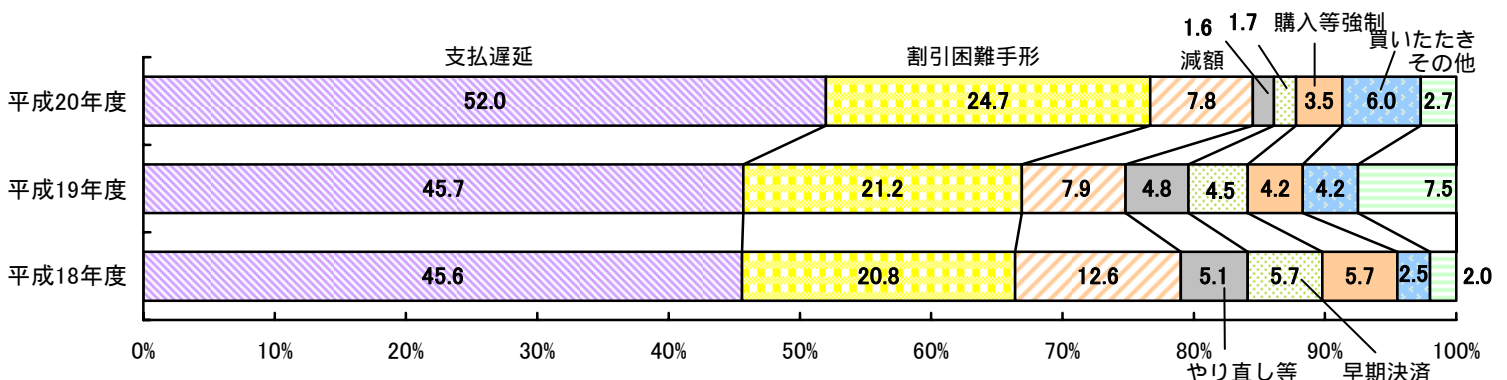
(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数について、同件数の延べ合計に占める割合を大きい順にみると、下請代金の支払遅延が52.0%、割引困難な手形の交付が24.7%、下請代金の減額が7.8%、買ったたきが6.0%等となっており、割引困難な手形の交付の違反割合が役務委託等に比べて高い（第3表，第3図参照）

製造委託等では、下請代金の支払遅延、割引困難手形及び買ったたきの違反割合が増加傾向にある。

第3図 製造委託等に係る実体規定違反行為の内訳

[単位：％]



(4) 役務委託等に係る処理状況

ア(ア) 役務委託等に係る措置件数は、平成20年度は959件と前年度の1,048件から89件減少（前年度比8.5%減）した（第2表参照）

(イ) 役務委託等における措置件数について業種別の割合をみると、道路貨物運送業の違反（308件，10.4%）が最も多い（第2表，第1図参照）

イ 平成20年度の違反行為の類型別の割合

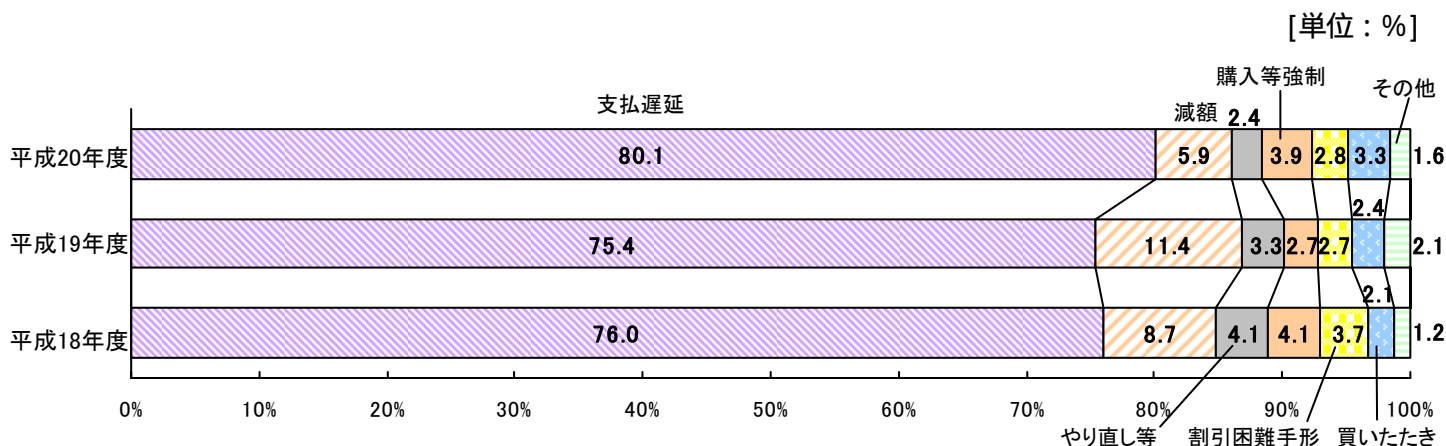
(ア) 手続規定違反の内訳

手続規定違反に係る違反行為の類型別件数をみると、書面交付義務違反が86.5%、書類保存義務違反の割合が13.5%となっている(第3表参照)。

(イ) 実体規定違反の内訳

実体規定違反に係る違反行為の類型別件数の延べ合計に占める割合を大きい順にみると、下請代金の支払遅延が80.1%、下請代金の減額が5.9%等となっており、下請代金の支払遅延の違反割合が製造委託等に比べて高い(第3表、第4図参照)。

第4図 役務委託等に係る実体規定違反行為の内訳



(5) 勧告及び警告を行った事件

勧告を行った下請法違反事件15件の概要については別紙2、警告を行った主な下請法違反事件の概要については別紙3のとおりである(改正下請法の施行以降における勧告状況については、別紙参考の表1参照)。

(6) 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払の状況

下請代金の減額事件(勧告又は警告を行ったもの)においては、下請事業者2,022名に対し、総額29億5133万円の減額分が親事業者から返還された(減額分返還の年度総額は、改正下請法施行以降最多。第4表、別紙参考の表2参照)。

また、下請代金の支払遅延事件(警告を行ったもの)においては、下請事業者1,456名に対し、総額2億3481万円の遅延利息が親事業者から支払われた(遅延利息支払の年度総額は、改正下請法施行以降最多。第5表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況(措置日前返還分を含む。)

年度	項目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
平成20年度		50社	2,022名	29億5133万円
平成19年度		46社	3,736名	10億8804万円
平成18年度		45社	1,165名	5億5279万円

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況(措置日前支払分を含む。)

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
平成20年度		39社	1,456名	2億3481万円
平成19年度		68社	3,525名	7244万円
平成18年度		59社	3,220名	2858万円

(7) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、下請法に違反し下請事業者に重大な不利益を与えた親事業者に対して、下請法第7条の規定に基づき、下請事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を採ることなどを勧告することとしているところ、平成20年度において、下請法違反行為を行っていた親事業者が当委員会に対して自発的に違反行為を申し出た事案があった。

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、当該事案については

ア 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている

イ 当該違反行為を既に取りやめている

ウ 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている（下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。）

エ 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている

オ 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力しているとの各事由が認められたことから、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした。そして、今後、当該事案と同様の自発的な申出が親事業者からなされ、かつ、前記ア～オのような事由が認められた場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、同様の取扱いをすることとし、この旨を公表した（平成20年12月17日）

平成20年度において、このような取扱いを行った事案は2件であり、いずれも下請代金の減額事件であった。

3 「下請事業者支援特別対策」について

昨今の経済環境において下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られている状況を踏まえ、新たに次の取組を実施することとした（平成20年10月1日公表）

(1) 特別実地検査

下請取引の性格上、下請法違反被疑事実についての積極的な申告は期待できないことから、公正取引委員会は、毎年、書面調査を実施し、違反行為の発見に努めているところ、過去複数回正当な理由なく書面調査に回答しない親事業者13社の事業所を訪問し、書面調査への回答を求めるとともに、下請法違反被疑事実の有無を調査した。

(2) 「草の根下請懇談会」の新規開催

下請事業者向けの懇談会を全国的に行う初めての取組として、平成20年11月以降、全国48か所において「草の根下請懇談会」を開催した。「草の根下請懇談会」では、下請法の概要を説明するとともに、下請事業者との意見交換を通じて下請事業者の生の声を聴取した。

また、親事業者に対して調査を行う場合には、公正取引委員会に情報提供を行った下請事業者が親事業者に特定されないことがないよう様々な工夫を行っている旨を十分に説明し、情報提供を促した。

(3) 「下請保護情報ネットワーク」の新設

下請法違反被疑行為を発見する手段としては、主に書面調査と申告があるところ、このほか、労働基準監督署等の関係行政機関が下請法違反事件の情報を把握できる可能性があることを踏まえ、同機関が下請法違反のおそれのある事実を把握した場合には、厚生労働省を通じて、公正取引委員会等に通報する仕組みを新設し、平成20年12月2日、厚生労働省と公正取引委員会及び経済産業省との間で運用を開始した。

また、「下請保護情報ネットワーク」の実効性を高める観点から、厚生労働省（労働基準監督機関）に対し、下請法を分かりやすく紹介したパンフレット38,000部を配布するとともに、労働基準監督機関が開催する説明会に講師を派遣した（3回）。

(4) 重点的な業種調査（5業種）（第6表参照）

下請法上の問題の多い業種等への監視を強化するために、平成20年度の書面調査等に基づいて収集した情報を整理し、過去に違反が多くみられた3業種（道路貨物運送業、自動車小売業及び一般機械器具製造業）及び現下の経済状況を踏まえて選定した2業種（電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業）に対して実地調査の割合を増やすなどして、重点的な調査を実施しているところであり、平成20年10月から同21年3月までの間に、1件の勧告（下請代金の減額案件）と465件の警告を行った。

第6表 業種ごとの調査結果（重点的な業種調査）

[単位：件]

業種	調査対象として選定した事業者数	勧告	警告
道路貨物運送業	137	1	116
自動車小売業	90	0	86
一般機械器具製造業	163	0	147
電気機械器具製造業	93	0	72
輸送用機械器具製造業	48	0	44
合計	531	1	465

（注）勧告及び警告の件数は、前記第2の2(1)の措置件数の内数である。

(5) トップマネジメント・ヒアリング

下請法違反が生じる背景には、親事業者が下請法を十分に理解していないということがあることから、下請法の遵守を会社を挙げて実行させるため、これまでに複数回警告を行った親事業者4社の代表者・役員を公正取引委員会に招致し、下請法遵守に係る取組についてヒアリングを行うとともに、再発防止の徹底を強く求めた。

4 勧告事案に係るフォローアップ調査

平成17年度に勧告を行った2件及び同18年度に勧告を行った2件の計4件^(注)について、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施したところ、次のとおり下請法遵守に向けた取組がみられた。

（注）平成17年度及び同18年度における製造委託等に係る勧告事案の13件の中から、親事業者の規模、地域性等を勘案し、4件を選定した。

(1) 親事業者に対するヒアリング調査結果

ア 新単価の遡及適用による下請代金の減額防止策の導入等

4件のうち、新単価の遡及適用による下請代金の減額が違反とされた親事業者にあつては、単価交渉部門と単価管理部門を分離した上で、コンピュータ・システムへの単価入力は、単価管理部門の担当者のみとするなどした。その上で、新単価の引下げ時においては、前記両部門が相互にチェックし合うことなどにより、違反行為の再発防止を図っている。

イ 下請法研修会の実施及び外部講習会への参加

4社は、いずれも社内において下請法研修会を定期的に行っているほか、新たに発注担当となった従業員を、社外における下請法講習会に参加させるなど、下請法に関する知識の習得のための活動を実施している。

ウ その他の取組

4社の中には、下請法遵守のためのマニュアルの整備、親事業者・下請事業者間での単価の相互チェック体制の採用、法務部門の新設、下請法の遵守状況に関する内部監査の実施などの取組を行っているものも見られた。

(2) 下請事業者からのアンケート調査結果

前記4件において、下請代金が減額された事実が認められ、減額分の返還の対象となった下請事業者のうち任意に抽出した当該事業者合計187名に対し、アンケート調査を実施したところ、163名から回答があった(回答率:87.2%)。

このうち、勧告の対象となった違反行為である新単価の遡及適用や「歩引」等の名目による下請代金の減額を勧告後においても受けたことがあるとする回答は皆無であった。また、勧告後における親事業者の対応ぶりが、勧告以前に比べどのように変化したかの状況については、前記163名のうち147名から回答があったところ、回答の大部分(123名)は、「単価について下請事業者の意見を聞いてくれるようになった」、「単価の見直しに柔軟に応じてくれるようになった」、「発注の書面化が徹底されるようになった」、「発注担当者が下請法の内容を理解するようになった」など、下請法遵守のための取組を当該親事業者が行っている状況が見受けられる内容であった。

なお、勧告後に当該勧告に係る親事業者との取引環境が悪化したとするような回答はみられなかった。

第3 違反行為の未然防止

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。

このような観点から、公正取引委員会は、以下のとおり各種の施策を実施するなどして、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法の普及・啓発(下請法に関する講習会の開催)

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、全国各地において下請法の概要等を説明する講習会を開催し下請法の普及・啓発に努めている。平成20年度においては、下請法に関する講習会を47都道府県58会場(うち公正取引委員会主催分は25都道府県30会場。)において開催した。

また、親事業者の発注担当者・法務担当者等を対象として、平成21年1月から2月にかけて、研修会を開催した(8都道府県9会場)。

さらに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会に講師を派遣(36回)するとともに、下請法に関する資料の提供を行った。

このほか、コンテンツ取引における下請法違反行為を未然に防止する観点から、平成21年3月、「コンテンツ取引に係る下請法講習会」を開催した(東京、名古屋及び大阪の3会場)。

2 下請法遵守の要請

原油・原材料高による影響、景気下降局面の長期化・深刻化への危惧及び金融繁忙期である年末が到来することを踏まえ、平成20年11月27日に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって、親事業者約19,700社及び事業者団体約660団体に対し、買いたたき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形(長期手形)の交付等の行為が行われることのないよう、下請法の遵守の徹底等について要請を行った。

また、景気の先行きの不透明感が増す中、年度末の金融繁忙期を控え、下請事業者への不当なしわ寄せが生じやすい状況にあることから、前記11月の要請に加え、平成21年3月24日に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって、事業者団体約660団体に対し、傘下の親事業者に下請取引の適正化を強力に指導するよう要請を行った。

3 下請取引改善協力委員

下請法的確な運用に資するため、昭和40年度以降、各地域の下請取引の実情に明るい民間有識者等に下請取引改善協力委員を委嘱しており（平成21年3月末時点における下請取引改善協力委員は152名）、全国各ブロックにおいて下請取引改善協力委員会会議を開催し（6月及び11月）、下請事業者をめぐる厳しい状況についての報告等を受け、下請取引等について意見交換を行った。

4 下請取引等に係る相談窓口の設置

公正取引委員会事務総局及び地方事務所等において、年間を通して、下請取引に係る相談を受け付けており、平成20年度においては、8,745件の相談に対応した。

第4 企業間取引の公正化への取組

1 荷主と物流事業者との取引等の公正化に向けた取組

(1) 物流特殊指定の運用状況

公正取引委員会は、荷主の物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定的不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を定め、その普及・啓発を図るとともに、遵守状況を監視してきたところである。

公正取引委員会は、原油価格が高騰する一方、これに伴う価格転嫁が困難であった状況を踏まえ、荷主による独占禁止法（物流特殊指定）違反行為等に対する監視を強化するため、平成20年2月20日、荷主と物流事業者の取引における不当行為等に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置するとともに、独占禁止法（物流特殊指定）違反の疑いのある情報の提供を広く求めるための特別の調査として、物流事業者28,530社に対する書面調査及び当該書面調査により得られた情報等に基づく調査を実施した。この結果、次の対応を採った（行為類型別の警告及び注意件数は、第7表参照。）

ア 警告

荷主2社に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、それぞれ独占禁止法第19条（物流特殊指定第1項第2号に該当）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、平成21年4月15日、警告を行った。

イ 注意

独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがある行為を行っていた荷主25社に対し注意を喚起した。

第7表 行為類型別の警告又は注意件数

[単位：件]

行為類型	警告	注意
支払遅延（第1項第1号）	0	1
減額（第1項第2号）	2	11
買ったたき（第1項第3号）	0	10
購入・利用強制（第1項第4号）	0	4
割引困難な手形の交付（第1項第5号）	0	1
不当な経済上の利益の提供要請（第1項第6号）	0	4
不当な給付内容の変更及びやり直し（第1項第7号）	0	2
要求拒否に対する報復措置（第1項第8号）	0	2
情報提供に対する報復措置（第2項）	0	0
合計	2	35

（注）1 「警告」欄の数字は平成21年4月15日に警告を行った件数であり、「注意」欄の数字は平成20年度に注意を行った件数である。

2 1件の注意において複数の行為を問題としている場合があるため、行為類型別の合計と本文中の注意の件数とは一致しない。

(2) 物流特殊指定の普及・啓発

物流特殊指定の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する説明会に講師を派遣した（10回）。

2 大規模小売業者と納入業者との取引等の公正化に向けた取組

公正取引委員会は、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成17年5月13日、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（以下「大規模小売業告示」という。）の指定を行い、同年11月1日に施行しており、平成20年度においては、大規模小売業告示の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する説明会に講師を派遣した（19回）。

3 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合への対応

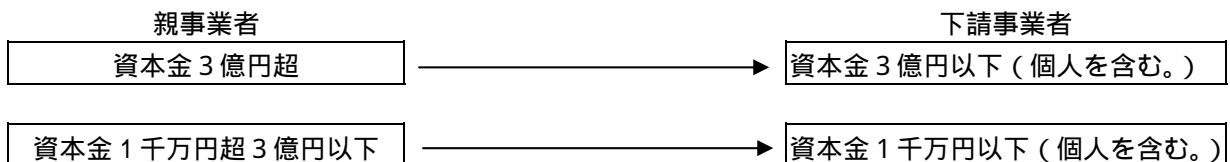
平成20年12月1日に電子記録債権法（平成19年法律第102号）が施行されたことを受け、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられることが想定される。これを踏まえ、親事業者が電子記録債権を用いて下請代金を支払う場合において、親事業者が発注書面に記載しなければならない事項等を明確にするための公正取引委員会規則の改正の原案並びに下請事業者の利益が不当に害されないために必要な事項を記載した通達及び通知の原案を平成21年4月1日に公表し、意見公募手続を実施した（意見提出期間：平成21年4月1日から同年4月30日）。

下請法の概要

1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者，下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

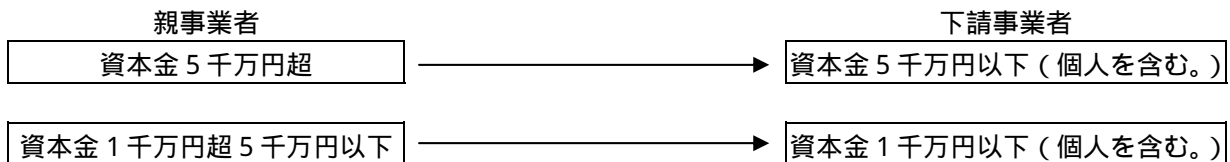
（1）物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



政令で定める情報成果物作成委託...プログラム

政令で定める役務提供委託...運送，物品の倉庫における保管，情報処理

（2）情報成果物作成・役務提供委託（前記（1）の政令で定めるものを除く。）



3 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止行為（第4条第1項，第2項）

（1）義務

- ア 注文書の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息支払義務（第4条の2）

（2）禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当なやり直し等の禁止（第4条第2項第4号）

平成 20 年度における勧告事件 (15 件)

1 下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号) (14 件)

事件名 (勧告日)	概 要
(株)松風屋に対する件 (平成 20 年 4 月 2 日) <u>下請事業者 156 名に 対し、総額 6924 万 1789 円を減額</u>	(株)松風屋は、業として行う販売の目的物たる自社の商標を付して販売する菓子の内容物又は包装資材等の製造を下請事業者 に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業 者に対し 「仕入歩引」、「物流手数料」若しくは「支払手数料」と称 して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は 「伝票代」と称して同社が下請事業者に代わり作成した当 該下請事業者との取引に係る伝票の発行枚数若しくは当該伝 票の記載行数に一定額を乗じて得た額 をそれぞれ負担するよう要請し、平成 18 年 2 月から同 19 年 11 月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事 業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払 うべき下請代金の額を減じていた。
(株)ミカドに対する件 (平成 20 年 4 月 9 日) <u>下請事業者 39 社に対 し、総額 3995 万 4238 円を減額</u>	(株)ミカドは、自社で製造・販売しているシステムキッチン等 の部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利 益を確保するため、下請事業者に対し、「販売協力金」等と称し て下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は取引数量に一定額 を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成 17 年 7 月から同 19 年 5 月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下 請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に 支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を一部返 還している。 【中小企業庁長官からの措置請求案件】
(株)井関松山製造所ほか 2 社に対する件 (平成 20 年 5 月 16 日) <u>下請事業者延べ 67 名 (実数 55 名)に対し、総 額 10 億 9222 万 7023 円 を減額</u>	(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所及び(株)井関新潟製造所 の 3 社 (以下「3 社」という。)は、それぞれ、業として行う販 売の目的物たる農業機械の部品の製造を下請事業者に委託して いるところ、3 社は、3 社の親会社である井関農機(株)が 3 社の 下請事業者に対し、「コストダウン協力金」と称して負担するよ う要請した額を、同社の指示に基づき、平成 18 年 5 月から同 19 年 4 月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がない のに、下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、3 社のうち(株)井関松山製造所及び(株)井関熊本製造所は、 勧告前に、下請事業者に対し減額分を一部返還している。
(株)二トリに対する件 (平成 20 年 6 月 17 日) <u>下請事業者 71 名に対 し、総額 3 億 2945 万 6054 円を減額</u>	(株)二トリは、自社が販売する家具及びインテリア用品の製造 を下請事業者に委託しているところ、コストダウンを図るため、 下請事業者との間で、「協定販売促進費」と称して、平成 18 年 2 月 21 日から同 19 年 2 月 20 日までの期間における下請代 金の額が一定額を超えた場合又は前記期間における下請代金の 額が平成 17 年 2 月 21 日から同 18 年 2 月 20 日までの期間 における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合 には、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を同社に支払う旨 の協定を締結し、平成 18 年 5 月から同 19 年 8 月までの間、 前記協定を締結した下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰 すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金 の額を減じていた。 なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還し ている。

事件名（勧告日）	概要
<p>マツダ(株)に対する件 （平成20年6月27日）</p> <p>下請事業者58社に対し、総額7億7863万9485円を減額</p>	<p>マツダ(株)は、業として行う販売の目的物たる乗用車及びトラックの部品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成17年7月から同18年11月までの間、単価改定について合意した下請事業者に対し、単価改定の合意日前に発注した部品について単価改定後の単価をさかのぼって適用し、下請事業者を支払うべき下請代金の中から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。</p>
<p>ユニット(株)に対する件 （平成20年10月29日）</p> <p>下請事業者37社に対し、総額4155万1505円を減額</p>	<p>ユニット(株)は、業として行う販売の目的物たる看板、標識等の製造及び業として行う提供の目的たるシルクスクリーン印刷により看板、標識等を印刷する際に用いるデータである情報成果物の作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、「分引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成19年4月から同20年3月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p>
<p>(株)エーワンパッケージに対する件 （平成20年11月6日）</p> <p>下請事業者34社に対し、総額1103万7999円を減額</p>	<p>(株)エーワンパッケージは、自社が製造販売する美粧段ボール製品の加工を下請事業者に委託しているところ</p> <p>自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年2月から同20年2月までの間、下請代金の額から一定率を乗じて得た額を</p> <p>下請代金を現金により支払うこととしているところ、振込手数料（金融機関の口座へ振り込む際の手数料）として、下請事業者に対し、平成19年2月から同20年8月までの間、下請代金の額から自社が実際に支払う振込手数料を超える額を</p> <p>それぞれ差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p>
<p>西日本車体工業(株)に対する件 （平成20年12月11日）</p> <p>下請事業者6名に対し、総額1358万7634円を減額</p>	<p>西日本車体工業(株)は、業として請け負う製造の目的物たるバス車体の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、コスト削減を図るため、平成19年2月から同20年2月までの間、下請事業者に対し、「一括値引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。</p> <p>【中小企業庁長官からの措置請求案件】</p>

事件名（勧告日）	概 要
<p>クミ化成(株)に対する件 （平成20年12月18日）</p> <p>下請事業者30名に対し、総額 2877 万 6923 円を減額</p>	<p>クミ化成(株)は、業として行う販売の目的物たる自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社で策定したコスト削減目標を達成するため、平成19年3月から同20年4月までの間、下請事業者に対し、「一時金」と称して、一定額を下請事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p>
<p>(株)アクタスに対する件 （平成20年12月25日）</p> <p>下請事業者31名に対し、総額 1930 万 1887 円を減額</p>	<p>(株)アクタスは、業として行う販売の目的物たる家具等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、「協賛金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、平成19年2月から同20年2月までの間、前記要請に応じた下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p>
<p>マドラス(株)に対する件 （平成21年2月2日）</p> <p>下請事業者68名に対し、総額 2768 万 1545 円を減額</p>	<p>マドラス(株)は、業として行う販売の目的物たる革製履物の製造及び業として請け負う革製履物の修理を下請事業者に委託しているところ、物流センターの開設費用及び情報システムの維持管理費用を確保するため、平成18年11月から同19年10月までの間、下請事業者に対し、「物流及び情報システム使用料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>【中小企業庁長官からの措置請求案件】</p>
<p>フットワークエクスプレス(株)に対する件 （平成21年2月5日）</p> <p>下請事業者 670 名に対し、総額 5 億 1810 万 7572 円を減額</p>	<p>フットワークエクスプレス(株)は、業として行う貨物自動車運送を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請事業者に対し、「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年4月から同20年7月までの間、下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金を減じていた。</p>
<p>(株)阪急阪神百貨店に対する件 （平成21年2月25日）</p> <p>下請事業者11名に対し、総額 1 億 1172 万 4032 円を減額</p>	<p>(株)阪急阪神百貨店は、業として行う販売の目的物たる阪神百貨店オリジナル阪神タイガース2008年度セントラル・リーグ公式戦優勝記念グッズ(以下「阪神優勝記念グッズ」という。)の製造を下請事業者に委託していたところ、同社は、阪神優勝記念グッズの販売を取りやめたことから、平成20年11月、下請事業者に支払うべき下請代金の額のうち一部のみを支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた</p> <p>なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。</p>
<p>(株)アサヒペンに対する件 （平成21年3月25日）</p> <p>下請事業者53名に対し、総額 4138 万 7392 円を減額</p>	<p>(株)アサヒペンは、業として行う販売の目的物たる塗料等の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「割引料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年7月から同20年8月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>【中小企業庁長官からの措置請求案件】</p>

2 購入強制(第4条第1項第6号)(1件)

事件名(勧告日)	概要
<p>九州産交運輸(株)に対する件 (平成20年4月17日)</p> <p>下請事業者241名に対し、総額2469万1440円分の物品の購入を強制</p>	<p>九州産交運輸(株)は、業として行う貨物運送を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、平成18年9月から同19年9月までの間、ラーメン等の物品販売キャンペーンにおいて、役員及び従業員の知人のほか取引先に購入を要請するという方針のもと、あらかじめ、本社各部、支店、営業所等の部門ごとに、販売目標数量を定め、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行っている支店、営業所等の長又は配車担当者を通じて、具体的な数量を示し、販売目標数量に達していない場合には既に購入した者に対し再度要請するなどして、購入要請を行っていた。</p> <p>下請事業者は、今後の同社との取引を考えやむを得ず、前記要請を受け入れて、ラーメン等の物品を購入した。</p>

平成 20 年度における主な警告事例

第 1 製造委託及び修理委託関係

1 受領拒否(第 4 条第 1 項第 1 号)

業 種	概 要
輸送用機械器具 製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託している A 社は、取引先からの注文が取り消されたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延(第 4 条第 1 項第 2 号)

業 種	概 要
医薬品小売業	プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託している B 社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具卸売業	モニター（表示装置）固定用の金具の製造を下請事業者に委託している C 社は、一部の下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額(第 4 条第 1 項第 3 号)

業 種	概 要
一般機械器具製 造業	真空機器等の部品の製造を下請事業者に委託している D 社は、一部の下請事業者に対し、「値引き」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
家具・装備品製 造業	家庭用品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「協力金」等と称して下請代金の額から下請事業者を支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
金属製品製造業	工作機械周辺機器の部品の製造等を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、「金利手数料」と称して下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
一般機械器具製 造業	ステンレス製品の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し 「歩引率」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、下請事業者を支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額をそれぞれ差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

業 種	概 要
一般機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、同社は、新単価の合意日前に発注した分についても新単価を遡って適用し、下請事業者に支払うべき下請代金の額から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

4 製品の返品(第4条第1項第4号)

業 種	概 要
繊維工業	織物製品の製造を下請事業者へ委託しているI社は、受入検査を下請事業者へ委任しているのに、下請事業者の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。
窯業・土石製品製造業	コンクリート製品の製造を下請事業者へ委託しているJ社は、納入されたコンクリート製品の受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。

5 買ったたき(第4条第1項第5号)

業 種	概 要
繊維・衣服等卸売業	呉服の仕立てを下請事業者へ委託しているK社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望単価まで引き下げて定めていた。
出版・印刷業	紙製品の製造を下請事業者へ委託しているL社は、納期を下請事業者に見積書を提出させた際のものから短縮したにもかかわらず、下請代金の額を見直すことなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制(第4条第1項第6号)

業 種	概 要
自動車小売業	自動車の修理を下請事業者へ委託しているM社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対して、自社が販売する自動車の購入を要請していた。
食料品製造業	食料品の製造を下請事業者へ委託しているN社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するクリスマスケーキ等の購入を要請していた。
道路旅客運送業	自動車の修理を下請事業者へ委託しているO社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の子会社が販売する歳暮用商品の購入を要請していた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

業種	概要
窯業・土石製品製造業	タイルの製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給原材料の代金の支払期日を定めていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

8 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

業種	概要
衣服・その他の繊維製品製造業	繊維製品の製造を下請事業者に委託しているQ社は、一部の下請事業者に対し、手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える(150日)手形を交付していた。
電気機械器具製造業	穴あけ加工等を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える(130日)手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

業種	概要
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し(第4条第2項第4号)

業種	概要
木材・木製品製造業	木箱の製造を下請事業者に委託しているT社は、一部の下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。

第2 情報成果物作成委託及び役務提供委託関係

1 受領拒否(第4条第1項第1号)

業種	概要
情報サービス業	システムプログラムの開発等を下請事業者に委託しているa社は、仕様を変更したことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているb社は、一部の下請事業者に対して、自社が事務処理を行っていなかったことを理由に、下請事業者による役務の提供を受けてから60日を超えて下請代金を支払っていた。
広告業	印刷物のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているd社は、下請代金の支払について手形払いと定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、「割引料」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
広告業	広告等の制作を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、「値引」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

4 買ったたき(第4条第1項第5号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を引き下げて定めていた。

5 購入・利用強制(第4条第1項第6号)

業種	概要
放送業	テレビ番組等の制作を下請事業者に委託しているg社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するイベントのチケット等の購入を要請していた。

6 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

業種	概要
機械等修理業	エレベータのメンテナンスを下請事業者に委託しているh社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える(135日)手形を交付していた。

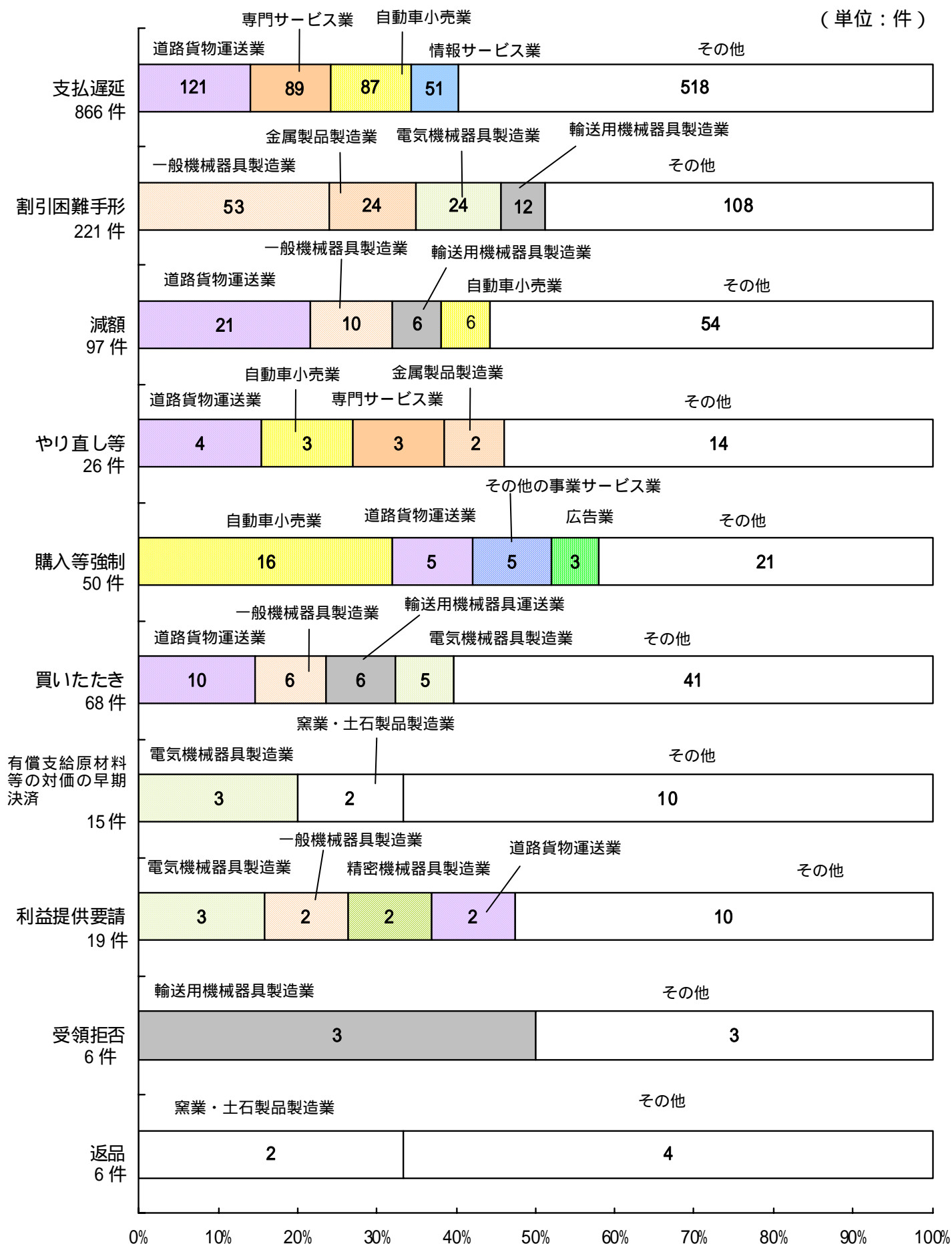
7 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているi社は、下請事業者に対し、発注とは無関係の貨物の仕分業務を行わせるために、人員の派遣を要請していた。

8 不当な給付内容の変更・不当なやり直し(第4条第2項第4号)

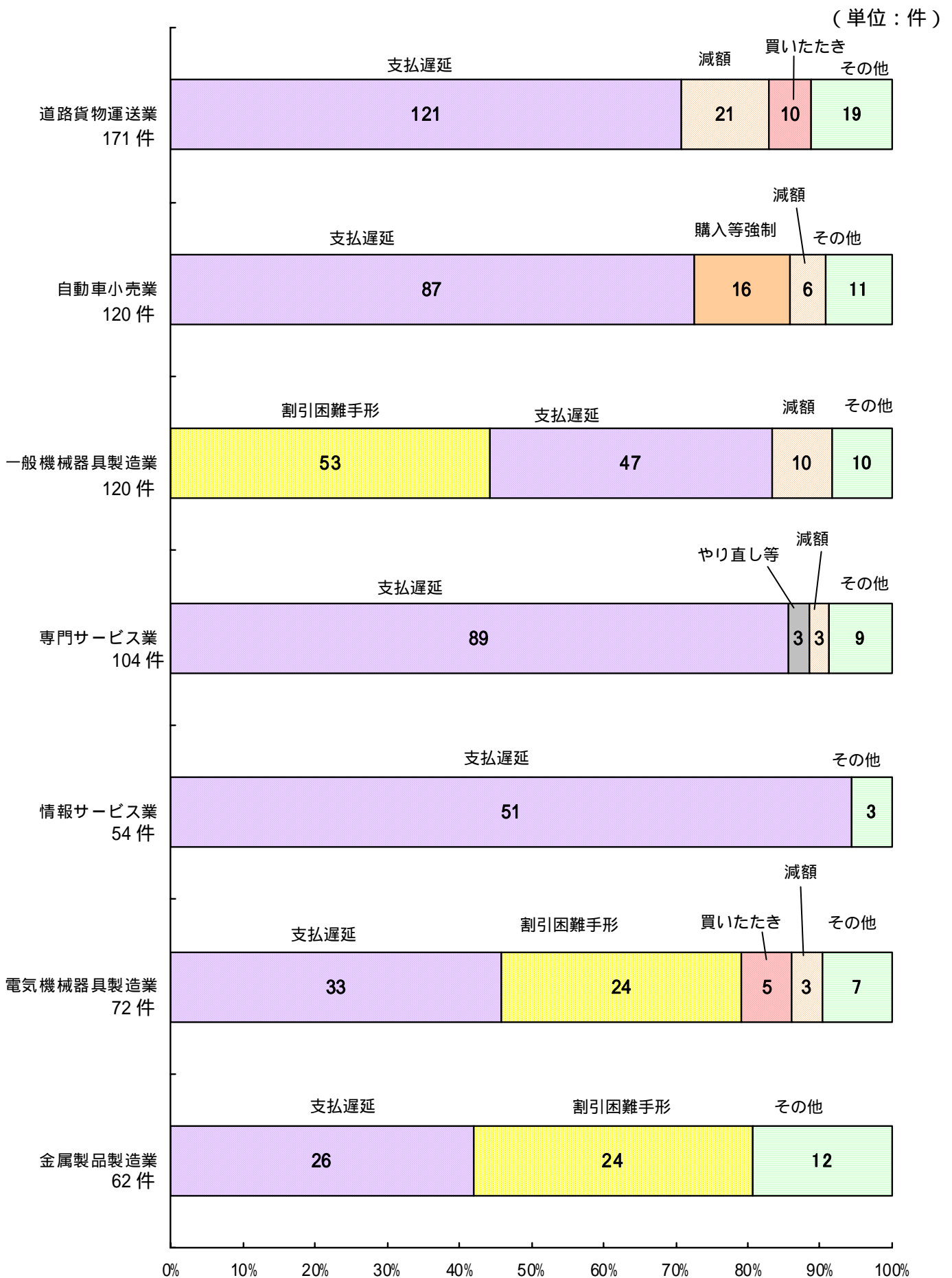
業種	概要
情報サービス業	システムプログラム開発等を下請事業者に委託しているj社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく委託内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を下請事業者に負担させていた。

図1 行為類型ごとの実体規定違反(1,374件)の業種別件数



(注)「その他」は、各類型別件数の上位業種以外の業種を作図上合計したものであり、行為類型ごとにその内訳は異なっている。

図2 主な業種における行為類型ごとの実体規定違反件数



(注)「その他」は、各業種別件数の上位行為類型以外の行為類型を作図上合計したものであり、業種ごとにその内訳は異なっている。

表1 下請法違反勧告事件一覧(平成16年4月1日以降)

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		購入強制	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	購入させた額 (円)
1	16- 1	富士製紙(株)	製造	H16.9.28	減額(協力金)	15	24,599,623		
2	16- 2	曙ブレーキ工業(株)	製造	H16.12.7	減額(遡及適用, 一時金等)	44	84,184,684		
3	16- 3	日本ハイパックス(株)	製造	H16.12.22	減額(金利引)	99	19,363,262		
4	16- 4	橋本フォーミング工業(株)	製造	H17.1.27	減額(遡及適用)	17	6,109,374		
5	17- 1	日本電産パワーモータ(株)	製造	H17.5.25	減額(協力金, 金利引)	95	24,598,792		
6	17- 2	(株)高見沢サイバネティックス	製造	H17.6.23	減額(協力金)	27	32,556,708		
7	17- 3	(株)ナフコ	製造	H17.6.30	減額(協賛金, 割戻し)	169	155,853,010		
8	17- 4	竹田印刷(株)	情報	H17.9.21	減額(事務手数料)	74	13,841,079		
9	17- 5	カシオ計算機(株)	製造	H17.9.22	減額(協賛金)	32	87,147,535		
10	17- 6	(株)アルファ	製造	H17.12.26	減額(歩引)	291	90,808,820		
11	17- 7	福山通運(株)	役務	H17.12.28	減額(協力費)	130	208,747,212		
12	17- 8	九州西武運輸(株)	役務	H18.3.2	減額(値引, 金利引)	130	17,299,224		
13	17- 9	鴻池運輸(株)	役務	H18.3.23	減額(値引, 協力金等)	84	49,383,486		
14	17- 10	(株)大伸社	情報 製造	H18.3.23	減額(金利引)	128	20,776,496		
15	18- 1	(株)レイメイ藤井	製造	H18.4.4	減額(協賛金)	64	20,929,831		
16	18- 2	(株)ルシアン	製造	H18.6.30	減額(歩引)	74	17,102,860		
17	18- 3	東陶メンテナンス(株)	修理	H18.7.4	減額(管理料)	315	92,229,817		
18	18- 4	(株)安川電機	製造	H18.7.26	減額(一括値引等, 遡及適用)	48	41,725,554		
19	18- 5	イズミヤ(株)	製造	H18.10.27	減額(割戻金等)	40	19,526,410		
20	18- 6	(株)セガ	製造	H18.11.15	減額(遡及適用)	15	21,719,096		
21	18- 7	一宮運輸(株)	役務	H18.11.16	減額(協力金)	49	19,872,107		
22	18- 8	(株)DNPロジスティクス	役務	H18.12.15	減額(管理料等, 金利引)	54	59,456,401		
23	18- 9	和歌山日野自動車(株)	製造 修理	H19.2.20	減額(協力値引)	10	18,162,410		
24	18- 10	(株)ジャパンファーム	製造	H19.3.28	減額(値引)	6	15,927,557		
25	18- 11	(株)バンテック首都圏ロジ	役務	H19.3.30	減額(値引等)	21	31,075,791		
26	19- 1	東芝ライテック(株)【措置請求】	製造 役務	H19.4.6	減額(値引)	13	36,593,760		
27	19- 2	マルハ(株)	製造	H19.6.13	減額(割戻金)	9	100,141,407		
28	19- 3	(株)ライフサポート・エガワ	役務	H19.6.22	減額(値引)	58	23,320,452		
29	19- 4	札幌通運(株)	役務	H19.9.28	減額(値引, 手数料)	63	36,398,034		
30	19- 5	丸全昭和運輸(株)	役務	H19.10.2	減額(値引等)	101	53,034,888		
31	19- 6	(株)ホーチキメンテナンスセンター	役務	H19.12.6	減額(出精値引) 買ったとき	20	215,515,911		
32	19- 7	昭和冷蔵(株)	役務	H19.12.17	減額(値引等)	7	42,547,476		
33	19- 8	東京アート(株)	製造 情報	H19.12.18	減額(歩引)	121	44,627,636		
34	19- 9	近畿日産ディーゼル(株)	製造 修理	H20.1.18	減額(値引)	98	98,947,267		
35	19- 10	第一貨物(株)	役務	H20.3.26	減額(割戻し, 値引等)	344	117,236,276		
36	19- 11	(株)平河工業社	製造	H20.3.27	減額(協力値引等)	48	27,637,006		
37	19- 12	三菱電機ロジスティクス(株)	役務	H20.3.28	減額(値引等)	21	157,919,405		
38	19- 13	濃飛西濃運輸(株)	役務	H20.3.28	減額(単価修正等, 端数処理)	159	33,419,511		

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		購入強制	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	購入させた額 (円)
39	20- 1	(株)松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等, 物流手数料)	156	69,241,789		
40	20- 2	(株)ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
41	20- 3	九州産交運輸(株)	役務	H20.4.17	購入強制			241	24,691,440
42	20- 4	(株)井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
		(株)井関熊本製造所				14	69,226,983		
		(株)井関新潟製造所				1	525,000		
43	20- 5	(株)ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
44	20- 6	マツダ(株)	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
45	20- 7	ユニット(株)	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
46	20- 8	(株)エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
47	20- 9	西日本車体工業(株)【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
48	20- 10	クミ化成(株)	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
49	20- 11	(株)アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
50	20- 12	マドラス(株)【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
51	20- 13	フットワークエクスプレス(株)	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
52	20- 14	(株)阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
53	20- 15	(株)アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		

(注) 1 違反に係る下請取引が複数分野ある案件では、「分野」欄の上段にあるものが、違反行為を主として行った委託取引である。

2 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事案である。

表2 下請代金の減額事件における減額分の返還状況（平成16年度以降）

年度	項目 返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成20年度	50社	2,022名	29億5133万円
平成19年度	46社	3,736名	10億8804万円
平成18年度	45社	1,165名	5億5279万円
平成17年度	53社	2,210名	8億3366万円
平成16年度	35社	697名	2億2135万円

（減額分返還の年度総額の推移）

